



2豊監発第337号  
令和3年3月31日

豊島区長 高野之夫 様

豊島区監査委員	永田謙介
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	高橋佳代子

令和3年度監査計画について（通知）

令和3年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前  
に通知いたします。



2豊監発第337号  
令和3年3月31日

豊島区議会議長 村上 宇一様

豊島区監査委員	永田謙介
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	高橋佳代子

令和3年度監査計画について（通知）

令和3年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前  
に通知いたします。



2豊監発第337号  
令和3年3月31日

豊島区教育長 金子 智雄 様

豊島区監査委員	永田 謙介
同	中川 貞枝
同	鈴木 善和
同	高橋 佳代子

令和3年度監査計画について（通知）

令和3年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前  
に通知いたします。



2豊監発第337号  
令和3年3月31日

豊島区選挙管理委員会委員長  
高 埜 秀 典 様

豊島区監査委員	永 田 謙 介
同	中 川 貞 枝
同	鈴 木 善 和
同	高 橋 佳代子

令和3年度監査計画について（通知）

令和3年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。

# 令和3年度 監査計画

## 【1】 監査基本方針

近年、少子高齢化や外国人住民の増加等の社会経済環境の変化に伴い、様々な地域課題が生じるとともに行政需要は増大している。こうした中、区は、持続発展都市として「国際アート・カルチャー都市」を目指す都市像に掲げ、「文化を基軸としたまちづくり」に加え、「高齢者にやさしいまちづくり」、「子どもと女性にやさしいまちづくり」、「さらに安全・安心なまちづくり」を進めている。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染拡大は、我が国の経済や社会に計り知れない影響を及ぼし、区においても、基幹歳入である特別区民税と財政調整交付金は大幅な減収が見込まれるなど、歳入環境は非常に厳しいものとなっている。区は、数次の補正予算を編成するなど、緊急の対策を展開しているが、今なお感染収束の見通しは立たず、今後も困難な状況は続くことが見込まれている。

こうした中においても、区は、区内経済及び区民生活を支えることを最優先に、SDGsモデル都市の推進、行政手続きのオンライン化の推進など、新型コロナウイルス感染対策以外にも新たな課題に積極・果敢にチャレンジしていかなければならない。「感染拡大防止と社会経済活動の両立」という困難な課題に対応するとともに、今後も「誰もが安心して暮らしてつづけられるまち」の実現に向け区政を運営していくためには、限られた行財政資源を有効に活用し、「最少の経費で最大の効果」をあげるべく事務事業の適正かつ効率的な執行が必須である。また、区民の信頼に応え得る区政運営のためには、リスクマネジメントが重要であり、不適切な事務処理等を徹底してなくしていく努力が求められる。

以上の点を踏まえ、事務事業の経済性・効率性・有効性、リスクマネジメント、組織・業務の改善への取組などに着目し、次に定めるところを令和3年度における「監査基本方針」として、監査を実施する。

### 1. 合規性の観点からの監査

区の事務事業や予算執行が、法令等に基づき適正に行われているかという「合規性（適法性・正確性）」の観点から監査を実施する。

### 2. 経済性・効率性・有効性の観点からの監査

最適な事務執行やコストの縮減が図られ、支出した費用に見合う効果（VFM：Value For Money）をあげているかという「経済性」（Economy）・「効率性」（Efficiency）の観点、及び所期の目的を達成しているかという「有効性」（Effectiveness）の観点、いわゆる3E監査の観点から監査を実施する。

### 3. 「指導」に重点をおいた監査

監査の実施にあたっては、「違法・不正の指摘」にとどまらず、「指導」に重点をおく。

また、不適正な事務処理に対しては、その背景や原因等が確認されたうえで是正・改善されることはもとより、類似事案の再発防止が図られるよう、各所管部局において「内部統制の整備・運用」に留意した対応がなされているかなどの視点に重点をおき、監査を実施する。

### 4. 監査の実効性の確保

監査の実効性を確保するため、是正・改善等の措置を講ずべき事項については、監査結果報告書において所管課を明示する。また、状況に応じて、当該事務を担当した課に加え、当該事務の総合調整を担当する課も併せて明示する。

また、監査の実施に際しては、過去の監査結果に対する是正・改善状況等に関し各所管課からの報告を受け、必要に応じて更なる「是正・改善」を求めるなど、監査結果の実効性を確保するためのフォローアップを実施する。

なお、過年度の措置状況報告書において、「検討中」あるいは「予定」と監査委員へ報告がなされたもの等については、その後の対応状況を引き続き確認する。

### 5. 監査結果報告書の充実

監査結果報告書の記載は、区民にわかりやすい表現に努め、内容を充実させるとともに、監査に関する情報を豊島区公式ホームページ等において迅速に提供する。

## 【2】 監査実施方針

令和3年度に実施する各監査の「監査実施方針」は次に定めるところによるものとする。

なお、各監査の具体的な実施内容、実施方法及び監査の視点等は、別途、各監査の「実施要領」において定める。

#### 1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

定期監査は、区の事務事業における財務等の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、「合規性」の観点とともに、「経済性」・「効率性」・「有効性」の観点から各事務事業の成果及び経費執行状況の適正性についても監査の対象とする。

なお、定期監査は、次に示すとおり「部局監査」と「施設監査」に区分して実施する。

##### (1) 部局監査

###### ① 監査の対象部局

監査の対象は全部課とし、事務監査及び監査委員監査とともに課（課に準ずるセンター、所、室等を含む）を単位として実施する。

## ② 監査の実施時期

事務監査を4月から7月、監査委員監査を7月から8月にかけて実施する。

## ③ 監査の対象範囲

監査の対象は、原則として令和2年度の事務事業全般とし、また、決算審査を効率的・効果的に実施するため、部局監査における監査を実質的な決算審査として位置づけ、決算審査と一体的に実施する。

## ④ 監査の観点

各所管課が実施している事務事業が、住民の福祉の増進に寄与し、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、予算執行、収入、支出、契約及び施設管理業務等が法令等の定めるところに従って適正・適切に行われているかなどの観点から監査を実施する。

さらに、過去の監査結果において「指摘」、「指導」及び「意見・要望」の対象となった事項が、その後、改善され、適正・適切に執行・処理されているかなどの観点から監査を実施する。

## ⑤ 監査の重点項目

監査にあたっては、「令和2年度リスク発生情報に基づく現状の確認」を重点項目とする。

## (2) 施設監査（区営施設）

### ① 監査の対象

区長部局が所管する区民ひろば及び保育園、また、教育委員会が所管する小学校、中学校、幼稚園及び子どもスキップを監査の対象とする。

なお、施設監査は、5年に1回の実施を基本に、可能な限り地域ごとに実施することとし、令和3年度における監査の対象施設は、【別紙1】のとおりとする。

### ② 監査の実施方法

区民ひろば、保育園及び子どもスキップについては、監査委員による実地監査を実施するほか、別途、日程を定めて事務監査を実施する。

小学校及び中学校については、監査委員による実地監査と事務監査を同日に並行して実施する。

### ③ 監査の実施時期

事務監査及び監査委員監査ともに6月を目途に実施する。

### ④ 監査の観点

当該施設の設置目的に沿って施設の運営が有効かつ効率的になされているか、また、施設・設備等の維持管理、入金や資金前渡金等の現金管理が適正・適切に行われているかなどの観点から監査を実施する。

## 2. 決算審査（地方自治法第233条第2項）

### （1）審査の対象

決算審査は、区長から審査に付される令和2年度各会計歳入歳出決算を対象とし、定期監査（部局監査）及び例月現金出納検査との関連性を持たせて実施する。

### （2）審査の観点

決算審査は、会計管理者が調製する各会計決算の計数が適正であるかなどの観点から形式審査を行うとともに、予算執行、資金運用、財産管理及び財政運営の状況について分析し、違法・不当な収支がなされていないかなどの観点から実質審査を行う。

### （3）審査の重点項目

審査にあたっては、「収入未済・不納欠損」を重点項目とする。

## 3. 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項）

### （1）審査の対象

健全化判断比率等審査は、区長から審査に付される令和2年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財政指標）及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正であるかについて審査する。

### （2）審査の実施時期

事務審査及び監査委員審査を7月から8月にかけて実施する。

### （3）審査の方法

審査にあたっては、国の通知及び提出書類のチェックポイント等を踏まえて、財政課とのヒアリングを行いつつ実施する。その際、令和2年度以前の健全化判断比率との比較・分析と併せて比率に対する評価を行う。

また、健全化判断比率が、法律に定める早期健全化基準及び財政再生基準以上となっていないかについて審査する。

## 4. 行政監査（地方自治法第199条第2項）

行政監査は、区が管理・執行している事務事業のうち、各部局共通の事務の中から全庁的、横断的に検証する必要がある事務、または各部局の個別事業の中から重点的に掘り下げて検証する必要がある事業について、「合規性」・「経済性」・「効率性」・「有効性」等の観点から実施するものである。

なお、令和3年度は、行政監査の実施を見送ることとする。

## 5. 工事監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

### （1）監査の対象

監査を効率的、効果的に実施するため、工事の種別、用途、構造及び契約内容等を考慮し、監査委員の協議により、次の①及び②の中から監査対象工事（工事の実施に伴う設計、監理等の業務委託を含む。）を選定する。

- ① 令和2年度に実施・完了した工事（令和元年度以前から引続きの工事を含む。）
- ② 令和3年度に実施・完了した工事または進行中の工事（令和2年度以前から引続きの工事を含む。）

### （2）監査の実施時期

事務監査を12月、監査委員監査を1月に実施する。

なお、事務監査においては、監査対象工事のうち監査委員の指定する工事について、必要な技術的情報を監査委員に専門的見地から提供するため、技術士による調査を併せて実施する。

### （3）監査の観点

設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正・適切に行われているかを主眼とし、併せて「合規性」、「安全性」、「経済性」、「効率性」及び「有効性」の観点から監査を実施する。

## 6. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項）

### （1）監査の対象

監査の対象は、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の管理を行う指定管理者とし、原則として令和2年度の出納その他の事務の執行を対象として監査を実施する。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が出されたことなども考慮し、財政援助団体等監査の実施を中止したため、令和3年度は、監査対象数を増やし、【別紙2】のとおり実施する。

### （2）監査の実施時期

事務監査を10月、11月、監査委員監査を12月に実施する。

事務監査においては、監査対象団体の決算に対する会計分析を強化し監査を充実させるため、公認会計士による専門的な視点から会計帳簿等財務関係書類の検査を併せて実施する。

なお、監査対象区分ごとの監査実施間隔の目安は、次のとおりとする。

#### ① 出資団体

出資団体については、原則として4年に1回実施する。

#### ② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、団体の運営経費的補助（人件費補助を含む）を

受けている団体を対象に原則として4年に1回実施する。

### ③ 指定管理者

指定管理者については、指定管理期間が終了または更新を迎えるまでに少なくとも1回は実施することを目途に、原則として5年に1回実施する。

## (3) 監査の観点

### ① 出資団体

出資団体については、事業運営に係る出納その他の事務が出資等の目的に沿って適正・適切に行われているか、会計経理等が適正・適切に行われているか、経営・財務状態が良好であるかなどの観点から監査を実施する。

併せて、所管部局が当該団体に対して適切な指導・監督を行っているかなどについて監査を実施する。

### ② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどの観点から監査を実施する。

併せて、所管部局が補助金等の交付手続き及び補助対象事業に関する指導・監督を適切に行っているかなどについて監査を実施する。

### ③ 指定管理者

指定管理者については、公の施設の管理に係る出納その他の事務が協定に基づき適正・適切に行われているか、収支に係る会計経理が適正・適切に行われているか、当該施設の管理運営が適切に行われているかなどの観点から監査を実施する。

併せて、所管部局が当該指定管理者に対して適切な指導・監督を行っているか、当該施設の管理経費を適正・適切に算定しているかなどについて監査を実施する。

## 7. 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月、期日を定め、会計管理室で取り扱う各会計の現金出納について、現金の保管・出納事務が適正に行われているかという観点から、保管する現金の残高及び関係計数の正確性を確認するとともに、基金を含む資金の運用状況等、財政収支の動向を計数及び証拠書類に基づき検査する。

## 8. 施設等の視察

監査委員が区施策の理解を深めるため、監査委員協議により対象施設等を決定のうえ、施設等を視察する。

## 【3】令和3年度の監査日程

年間の監査日程は、「令和3年度監査実施日程表」【別紙3】による。

なお、議会日程等により変更する場合があります、その際は別途、通知する。

## 令和3年度 定期監査（施設監査）を実施する対象施設一覧

監査対象施設等	監査対象部局
区民ひろば（7施設） 仰高、豊成、上池袋、池袋 高南第一、高南第二、要	区民部 地域区民ひろば課
保育園（3園） 池袋第三、高南、南長崎第一	子ども家庭部 保育課
小学校（4校） 仰高、池袋、池袋第三、高南 中学校（2校） 巣鴨北、西巣鴨 幼稚園（1園） 西巣鴨 子どもスキップ（4施設） 仰高、池袋、池袋第三、高南	教育委員会事務局・教育部 庶務課 学務課 放課後対策課 学校施設課

## 令和3年度 財政援助団体等監査を実施する対象団体等一覧

	監査対象団体等	監査対象部局
1	一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター 【監査対象区分】出資団体、補助金等交付団体	文化商工部 生活産業課
2	医療法人財団 豊島健康診査センター 【監査対象区分】出資団体、補助金等交付団体	保健福祉部 地域保健課
3	社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 【監査対象区分】補助金等交付団体	保健福祉部 福祉総務課
4	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 【監査対象区分】補助金等交付団体、指定管理者 *指定管理施設：福祉ホームさくらんぼ	保健福祉部 障害福祉課
5	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：駒込生活実習所、駒込福祉作業所 駒込福祉作業所分室 目白生活実習所、目白福祉作業所	
6	株式会社 榎 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：熊谷守一美術館	文化商工部 文化デザイン課
7	アシックス・ハリマ・日本水泳振興会共同事業体 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：南長崎スポーツセンター 南長崎中央公園 南長崎自転車駐車場	文化商工部 学習・スポーツ課 都市整備部 土木管理課 公園緑地課
8	政策経営部 行政経営課：外郭団体、指定管理者制度に係る区の主管課 として監査対象とする。	